

施設基準・加算算定要件

「医療情報取得加算」について

当クリニックはマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しています。質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによって保険情報・医療情報・薬剤情報等を取得し、その情報を活用して診療を行います。マイナンバーカードの利用にご協力をお願いします。

「明細書発行体制加算」について

当クリニックは「保健医療機関及び保健医療養担当規則」に則り明細書を無料で発行いたします。

「一般名処方加算」について

当クリニックは後発品のある薬については原則的に「一般名処方」を行っています。一般名(有効成分の名称)の処方により特定の医薬品の供給が不足した場合でも必要な医薬品の供給がしやすくなります。

「生活習慣病管理料」について

2024年6月の診療報酬改定で、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを治療している患者様には、個々に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果などを記載した「生活習慣療養計画書」を作成しご署名をいただくことになりました。ご協力をお願いいたします。尚、患者様の状態に応じて28日以上長期の投薬又はリフィル処方箋の交付を行う場合があります。

「医療DX推進体制整備加算」について

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。マイナ保険証を推進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施しています。